

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成31年（2019年）4月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

粗大ごみ受付業務委託

(2) 業務内容

①粗大ごみ受付センターを設置し、世田谷区民を対象に粗大ごみの受付・問い合わせ等に対応する

②粗大ごみ業務システムを用意し、ホームページ・インターネットシステムを含む運用保守等を行う

※詳細は募集要項を参照。

(3) 履行期間

平成31年（2019年）7月から

平成36年（2024年）12月31日（5箇年）

※本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ予算の配当を条件とする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 過去5年以内に（現在進行中のものについては、履行開始日より6箇月を経過したものを含む）に人口50万人規模以上の自治体において同様の業務委託を受けた実績があること。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 個人情報や企業情報などの情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証のいずれかを取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 委託実績に関する事項
- (2) 業務実施方針
- (3) 受付センター運営に関する事項
- (4) システムの機能に関する事項
- (5) 各種設備に関する事項
- (6) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (7) 非常時対応に関する事項
- (8) システム運用・保守等に関する事項
- (9) 準備作業及び、次期引継ぎ作業に関する事項
- (10) その他追加提案に関する事項
- (11) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課 事業計画担当

電話：03-6304-3297 FAX：03-6304-3341

※受付時間は午前9時～午後5時とする。(土・日曜日、祝日、年末年始除く)

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 平成31年(2019年)4月15日(月)～4月26日(金)

② 場 所 世田谷区ホームページ(※)及び(1)担当部課窓口で交付

※ホームページ掲載箇所

[トップページ](#)→[くらしのガイド](#)→[暮らし・手続き](#)→[ごみ・リサイクル](#)→[お知らせ](#)

③ 交付方法 希望者に直接無償交付する

※窓口での受付時間は午前9時～午後5時とする。(土、日曜、祝日を除く)。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成31年(2019年)4月26日(金)午後5時

② 提出場所 (1)担当部課に同じ

③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

※受付時間は午前9時～午後5時とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成31年(2019年)6月14日(金)午後5時

② 提出場所 (1)担当部課に同じ

③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

※受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土、日曜日、祝日を除く。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 区は、この案件に参加を表明し者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 詳細は提案要求説明書による。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区は一切負担しない。
- (8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。